

平成30年度 三次市人事行政の運営等の状況

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

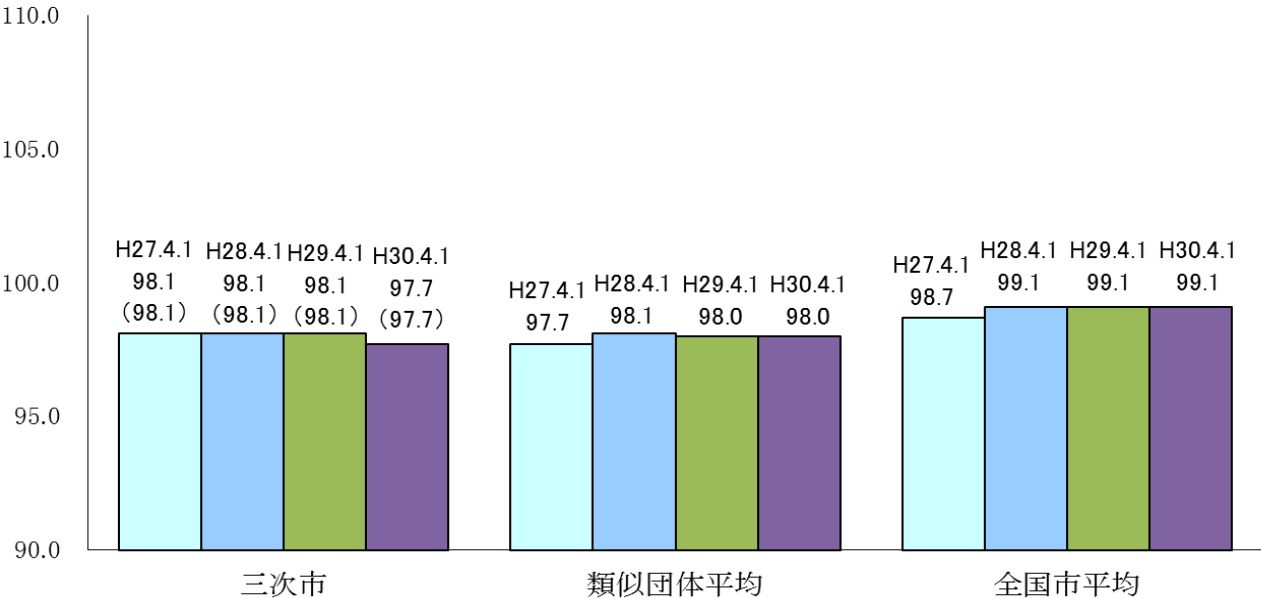
区 分	住民基本台帳人口 (平成30年1月1日)	歳 出 額 A	実 質 収 支	人 件 費 B	人 件 費 率 B/A	(参考) 28年度の人件費率
平 成 29年度	人 53,200	千円 39,624,781	千円 466,314	千円 4,661,630	% 11.8	% 13.0

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平 成 29年度	人 480	千円 1,973,040	千円 335,239	千円 765,542	千円 3,073,821	千円 6,404	千円 5,949

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
2 職員数は、平成29年4月1日現在の人数である。
※類似団体平均については、公表されている数値の直近の年度のものとしています。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数
2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給率を用いて補正したラスパイレス指数。
(補正前のラスパイレス指数×(1+当該団体の地域手当支給率) / (1+国の指定基準に基づく地域手当支給率) により算出。)
3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。
※ 平成30年4月1日現在のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の2%の引き下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期） 平成27年4月1日
（内容） 行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。激変緩和のため経過措置（現給保障）を実施。 他の給料表（医療職（一）給料表を除く）については、行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）
--

(5) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成30年4月1日現在）

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
三次市	45.3 歳	340,950 円	399,859 円	365,671 円
広島県	44.3 歳	339,833 円	420,797 円	382,614 円
国	43.5 歳	329,845 円	- 円	410,940 円
類似団体	42.4 歳	317,662 円	377,848 円	347,809 円

② 技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参考 A/B
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国ベース)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	平均給与月額 (B)	
三次市	53.0 歳	17 人	359,484 円	379,529 円	366,660 円	—	—	—	—
うち清掃職員	55.0 歳	3 人	378,459 円	398,925 円	392,792 円	廃棄物処理 業従業員	45.8 歳	293,000 円	1.36
うち学校給食員	50.6 歳	5 人	361,080 円	371,844 円	364,980 円	調理士	45.2 歳	239,000 円	1.56
広島県	- 歳	- 人	- 円	- 円	- 円	—	—	—	—
国	50.7 歳	2,553 人	286,817 円	- 円	328,637 円	—	—	—	—
類似団体	51.3 歳	27 人	313,088 円	341,332 円	328,973 円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
三次市	- 円	- 円	-
うち清掃職員	6,549,521 円	4,038,000 円	1.62
うち学校給食員	6,136,732 円	3,357,300 円	1.83

- (注) 1 「平均給料月額」とは、平成30年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。
2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。
3 民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している(平成27年～29年の3ヵ年平均)。「年収ベースの比較」の「公務員(C)」と「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された年間賞与の額を加えた試算値です。
4 公務員においては、臨時・非常勤職員を含みませんが、賃金構造基本統計調査は一定の条件のもとでアルバイト等非正規雇用社員も含んでいます。また、技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態、平均経験年数等の点において、完全に一致しているものではありません。
賃金構造基本調査が企業規模10人以上の企業を対象にしているのに対し、人事院及び広島県人事委員会の民間給与実態調査は事業規模50人以上の事業所を対象としています。

(2) 職員の初任給の状況(平成30年4月1日現在)

区 分		三 次 市	広 島 県	国
一般行政職	大 学 卒	179,200 円	185,800 円	179,200 円
	高 校 卒	151,500 円	151,500 円	147,100 円
技能労務職	高 校 卒	151,500 円	- 円	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成30年4月1日現在)

区 分		経験年数10年以上15年未満	経験年数15年以上20年未満	経験年数20年以上25年未満
一般行政職	大学卒	261,070 円	323,030 円	357,143 円
	高校卒	- 円	281,650 円	321,300 円
区 分		経験年数25年以上30年未満		
一般行政職	大学卒	382,812 円		
	高校卒	367,835 円		

3 等級ごとの職員数等

(1) 等級ごとの職員数の公表（平成30年4月1日現在）

行政職給料表

職務 の級	標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	主事, 技師, 保育士, 保健師の職務	35	6.4%	主事	21	196	36.0%	係員級
				保育士	14			
				計	35			
2級	主任主事, 主任技師, 主任保育士, 主任保健師の職務	40	7.4%	主任主事	27			
				主任保育士	7			
				主任保健師	4	190	34.9%	主査級
				専門員(再任用)	2			
				計	40	93	17.1%	係長級
3級	主任の職務	121	22.2%	主任	121			
				計	121	44	8.1%	課長級
4級	主査の職務	190	34.9%	主査	190			
				計	190	21	3.9%	部長級
5級	係長, 保育所長の職務	93	17.1%	係長	76			
				保育所長	17	21	3.9%	部長級
				計	93			
6級	課長, 支所次長, 会計管理者の職務	44	8.1%	課長	35			
				支所次長	7			
				会計管理者	1			
				事務局長(議会事務局)	1	21	3.9%	部長級
				計	44			
7級	部長, 事務部長, 局長, 支所長の職務	21	3.9%	部長	8			
				事務部長(病院)	1			
				局長	1			
				支所長	7			
				教育次長	1			
				次長(地域包括支援センター)	1			
				議会事務局長	1	3	4.1%	部長級
				事務局長(監査事務局)	1			
				計	21			
合計		544	100.0%					

医療職給料表(一)

職務 の級	標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	医員の職務	27	37.0%	医員	27	70	95.9%	係員級
				計	27			課長及び 係長級
2級	部長, 医長, 副医長の職務	43	58.9%	医長	32			
				副医長	10			
				診療部長	1			
				計	43	3	4.1%	部長級
3級	病院長, 副院長の職務	3	4.1%	病院長	1			
				副院長	2			
				計	3			
合計		73	100.0%					

医療職職給料表(二)

職務 の級	標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	2	2.9%	技師	2	44	64.7%	係員級
				計	2			
2級	主任技師の職務	12	17.6%	主任技師	11			
				専門員(再任用)	1			
				計	12			
3級	主任の職務	30	44.1%	主任	30	15	22.1%	主査級
				計	30			
4級	主査の職務	15	22.1%	主査	15	8	11.8%	係長級
				計	15			
5級	係長の職務	8	11.8%	係長	8	1	1.5%	課長級
				計	8			
6級	科長の職務	1	1.5%	科長	1	0	0.0%	部長級
				計	1			
7級	部長の職務	0	0.0%	該当なし	0	0	0.0%	部長級
				計	0			
	合計	68	100.0%					

医療職職給料表(三)

職務 の級	標準的な職務	合計		内訳		職制上の段階		
		(人)	(%)	職名	(人)	(人)	(%)	段階
1級	技師の職務	49	18.0%	技師	49	199	73.2%	係員級
				計	49			
2級	主任技師の職務	38	14.0%	主任技師	32			
				専門員(再任用)	6			
				計	38			
3級	主任の職務	112	41.2%	主任	112	45	16.5%	主査級
				計	112			
4級	主査の職務	45	16.5%	主査	45	25	9.2%	係長級
				計	45			
5級	看護師長, 副看護師長の職務	25	9.2%	看護師長	12	2	0.7%	課長級
				副看護師長	13			
				計	25			
6級	副部長の職務	2	0.7%	看護副部長	2	1	0.4%	部長級
				計	2			
7級	部長の職務	1	0.4%	看護部長	1	1	0.4%	部長級
				計	1			
	合計	272	100.0%					

(注) 1 三次市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

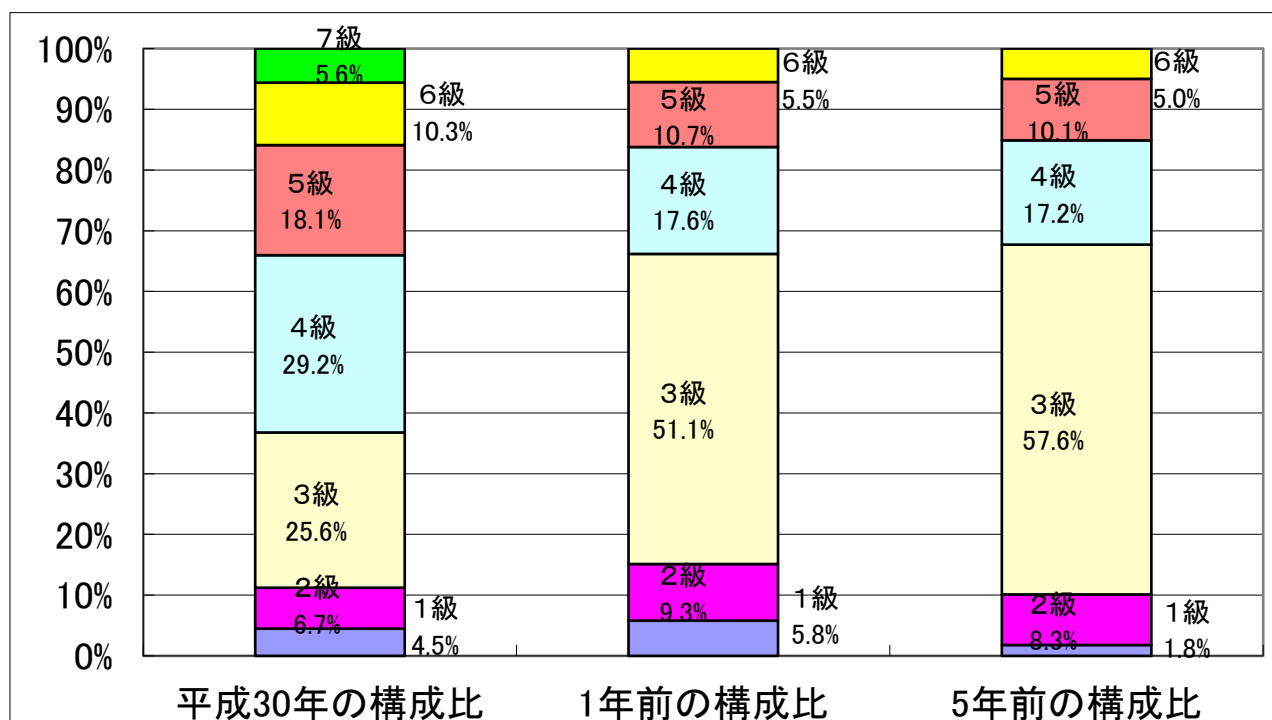
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。

3 構成比は小数点以下第2位を四捨五入しているため合計が100%に一致しない場合がある。

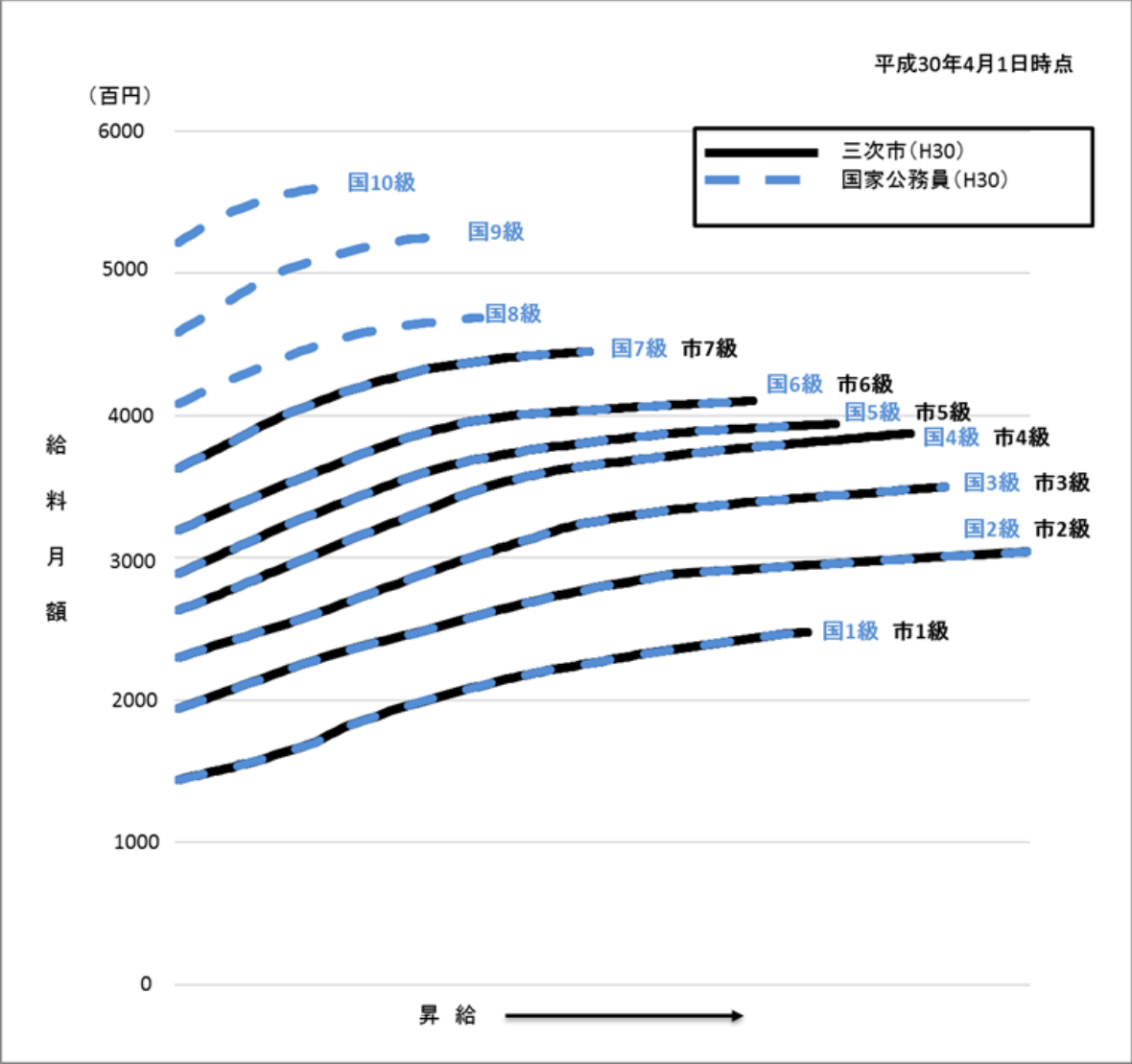
(2) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1 級	主事	16人	4.5%	142,600円	247,100円
2 級	主任主事	24人	6.7%	192,700円	303,800円
3 級	主任	92人	25.6%	228,900円	349,600円
4 級	主査	105人	29.2%	262,000円	380,600円
5 級	係長	65人	18.1%	288,000円	392,600円
6 級	課長	37人	10.3%	318,500円	409,800円
7 級	部長	20人	5.6%	362,300円	444,500円

(注) 1 三次市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(3) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（平成30年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（三次市）

平成 29 年 4 月 2 日から平成 30 年 4 月 1 日 までにおける運用	三次市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理 職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の区分も適用			○	○
標準に加え、上位の区分も適用				
標準に加え、下位の区分も適用				
標準の区分のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

昇給日(4月1日)前の一年間に、病気休暇や休職などの日数が一定の日数を超えた職員、又は処分を受けた職員については、その休暇等の日数や処分内容に応じて昇給号数を減じたり、あるいは昇給しないこととしています。

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

三 次 市	広 島 県	国
1人当たり平均支給額(平成29年度) 1,527 千円	1人当たり平均支給額(平成29年度) 1,715 千円	—
(平成29年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.8 月分 (0.85) 月分	(平成29年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.8 月分 (0.85) 月分	(平成29年度支給割合) 期末手当 2.6 月分 (1.45) 月分 勤勉手当 1.8 月分 (0.85) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20%、管理職加算15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5～20%、管理職加算10～25%

(注) () 内は、再任用職員に係る支給割合である。

勤勉手当への人事評価の活用状況(三次市)

平成 29 年度中における運用	三 次 市		国	
	管理職員	一般職員	特定管理職員	一般職員
イ 人事評価を実施した	○	○	○	○
標準に加え、上位及び下位の成績率も適用			○	○
標準に加え、上位の成績率も適用				
標準に加え、下位の成績率も適用				
標準の成績率のみ適用	○	○		
ロ 人事評価を実施していない				

基準日(6月1日及び12月1日)以前の6か月間に、病気休暇や欠勤などの日数が一定の日数を超えた職員、又は処分を受けた職員については、その日数や処分内容に応じて、勤勉手当の支給割合を減じています。

(2) 退職手当(平成30年4月1日現在)

三 次 市	国
(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特別措置(2%～20%加算) (退職時特別昇給 無) 1人当たり平均支給額 1,769 千円 20,507 千円	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度額 47.709 月分 47.709 月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特別措置(2%～45%加算) ・職制上の段階、職務の級等による調整額の加算措置

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3) 地域手当 (平成30年4月1日現在)

支給実績(平成29年度決算)		1,568 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)		523 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
東京都のうち特別区	20.0 %	1 人	20.0 %
広島市	10.0 %	2 人	10.0 %

(4) 特殊勤務手当（平成30年4月1日現在）

支給実績(平成29年度決算)		107,462 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)		343,331 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成29年度)		31.1 %	
手当の種類(手当数)		6	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
防疫等作業従事手当	防疫作業を行った職員	防疫作業に従事したとき	日額500円
行旅死亡人等取扱手当	行路病人の救護の作業に従事した職員	行路病人の救護の作業に従事したとき	1件当たり800円
	行路死亡人の収容の作業に従事した職員	行路死亡人の収容の作業に従事したとき	1件当たり1,500円
放射線・検査取扱手当	放射線科・検査科に勤務を命ぜられ作業した職員	放射線科・検査科に勤務を命ぜられ作業に従事したとき	日額230円
夜間看護手当	深夜(午後10時から翌日の午前5時までの間)において行われる看護等の業務に従事した職員	放射線科・検査科に勤務を命ぜられ作業に従事したとき	2時間未満 2,000円 2時間以上4時間未満 3,400円 4時間以上 3,900円
分べん業務従事手当	分べん業務に従事した医師等	正規の勤務時間内に出生した新生児に係る分べん業務に従事したとき	1件当たり10,000円
		正規の勤務時間外に出生した新生児に係る分べん業務に従事したとき	1件当たり25,000円
救急医療業務従事手当	救急医療業務に従事した医師等	休日又は夜間(午後10時から翌日の午前5時までの間)において、緊急を要する救急医療業務に従事したとき	1件当たり7,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成28年度決算)	491,564 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	559 千円
支給実績(平成29年度決算)	517,200 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成29年度決算)	550 千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績(○年度決算)」と同じ年度の4月1日現在の総職員数(管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。)であり、短時間勤務職員を含む。

(6) その他の手当（平成30年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	(平成29年度決算)	
				支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	配偶者 6,500 円 子(0歳～15歳) 10,000 円 子(16歳～22歳) 15,000 円 父母等 6,500 円	同じ	-	100,046 千円	228,940 円
住居手当	借家（上限） 27,000 円	同じ	-	63,059 千円	266,074 円
通勤手当	通勤の為、公共交通機関、交通用具を利用・使用している職員 交通機関 (1ヶ月あたり支給限度額) 55,000 円 交通用具 (1ヶ月あたり支給限度額) 23,600 円	同じ	-	71,197 千円	93,436 円
単身赴任手当	異動等により転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活している職員 30,000円～100,000円(距離加算)	同じ	-	7,146 千円	340,286 円
管理職手当	管理監督の地位にある職員 行政職部長級 53,000 円 行政職次長級 41,000 円 医療職部長級 81,000 円 医療職次長級 56,000 円 行政・医療職課長級 31,000 円 (平成18年度から育児休暇制度に係る代替職員の原資として10%削減し定額化した)	異なる	-	37,610 千円	522,365 円
休日給手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務した職員 給料の時間単価×1.35×時間数	同じ	-	時間外勤務手当に含む	

病院職員の手当

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	(平成29年度決算)	
				支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
夜間勤務手当	正規の勤務時間として深夜に勤務した職員 給料の時間単価×0.25×時間数	同じ	-	25,332 千円	143,121 円
宿日直手当	宿日直勤務を命ぜられた職員 一般行政職 4,200 円 医療技能職 7,200 円 医師 20,000 円 医師 10,000 円 自宅待機 医療技能職 3,600 円	準拠	自宅待機を命ぜられた職員 無	48,631 千円	328,589 円
管理職特別勤務手当	週休日等に臨時・緊急の必要により勤務した管理職員 4,000円～12,000円	同	-	1,799 千円	299,833 円
特地勤務手当	医師、歯科医師が赴任する場合の生活不便に対し、医師、歯科医師確保のため(給料月額+扶養手当月額)×15%	準拠	地域によって支給の有無がある	64,564 千円	838,495 円

5 特別職の報酬等の状況（平成30年4月1日現在）

区 分		給 料			月 額			等
		三次市		(参考) 類似団体における最高／最低額				
給料	市 長	900,000 円		1,000,000 円			560,000 円	
	副 市 長	730,000 円		802,000 円			448,000 円	
報酬	議 長	454,000 円		550,000 円			347,900 円	
	副 議 長	407,000 円		500,000 円			285,100 円	
	議 員	371,000 円		470,000 円			268,200 円	
期末手当	市 長	(平成30年度支給割合)						
	副 市 長	4.40 月分						
	議 長	(平成30年度支給割合)						
	副 議 長 議 員	4.40 月分						
退職手当	市 長	(算定方式)		(1期の手当額)		(支給時期)		
	副 市 長	900,000円×支給率(5.0)×年数		18,000,000 円		退職時		
		730,000円×支給率(3.0)×年数		8,760,000 円		退職時		

(注)1 給料及び報酬の()内は、減額措置を行う前の金額である。

(注)2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年＝48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 職員の採用状況（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

	試 験 職 種	平成29年度採用者数	平成28年度採用者数
市長事務部局等	事務職	19 人	10 人
	身体障害者対象事務職		
	技師		1 人
	保育士	9 人	4 人
	保健師		
	看護師(診療所)		
	教育委員会指導主事	2 人	
	小 計	30 人	15 人
中央病院	医師	25 人	13 人
	医療技術職	3 人	1 人
	看護師・助産師	11 人	16 人
	小 計	39 人	30 人
合 計		69 人	45 人

○再任用

区 分 等		平成29年度人数
市長事務部局等	フルタイム勤務	2人
	短時間勤務	27人
中央病院（医療職）	フルタイム勤務	2人
	短時間勤務	1人

(2) 職員の退職の状況（平成29年4月1日～平成30年3月31日）

区分	市長事務部局等		中央病院（医療職）	
	平成29年度退職者数	前年度退職者数	平成29年度退職者数	前年度退職者数
定 年 退 職	16人	22人	6人	2人
普 通 退 職	8人	17人	47人	37人
分 限 免 職	-	-	-	-
懲 戒 免 職	-	-	-	-
失 職	-	-	-	-
死 亡 退 職	-	-	-	1人
合 計	24人	39人	53人	40人

(注) 1 定年退職: 地方公務員法第28条の2第1項の規定により離職すること。

2 普通退職: 自己都合により退職すること。

(3) 部門別職員数の状況と主な増減理由

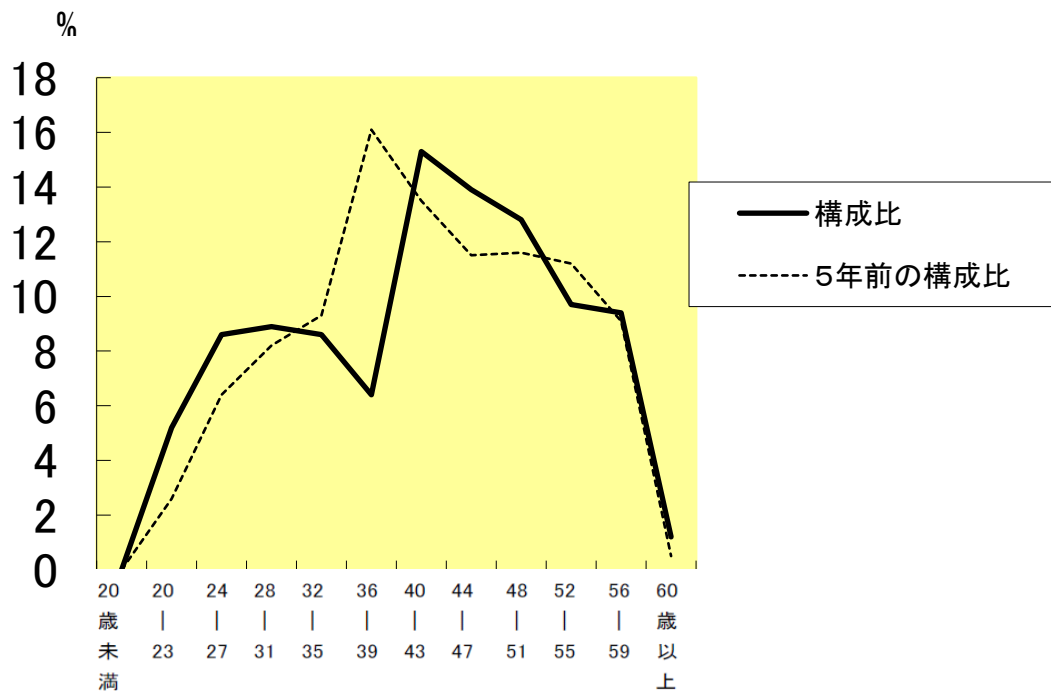
(各年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
			平成29年	平成30年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	6	6		
		総 務	124	126	2	・部門新設 ・防災部門の事務事業の見直し
		税 務	34	34		
		民 生	163	165	2	・保育業務充実(1), 支所の事務事業見直し(1)
		衛 生	21	18	△ 3	・衛生部門・ごみ収集部門の事務事業の見直し(各1)し尿処理関係職員の退職不補充による減
		労 働	1	1		
		農林水産	33	31	△ 2	・農業部門の事務事業見直し(1), ・支所の事務事業見直し(1)
		商 工	9	10	1	・観光業務充実
		土 木	47	46	△ 1	・都市計画部門の事務事業見直し
		計	438	437	△ 1	<参考> 人口1万人当たり職員数 82.14人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 60.98人)
	教育関係	42	37	△ 5	・教育部門の事務事業見直し(2), 調理員の退職不補充(3)	
	小 計	480	474	△ 6	<参考> 人口1万人当たり職員数 89.1 人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 82.18人)	
公 営 企 業 等 会 計 部 門	病 院	水 道	435	429	△ 6	・病院部門の事務事業見直し
		そ の 他	14	14		
			38	40	2	・職員の出向による増
		小 計	487	483	△ 4	
合 計			967 [1,287]	957 [1,287]	△ 10	<参考> 人口1万人当たり職員数 179.89 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(4) 年齢別職員構成の状況（平成30年4月1日現在）



区 分	20歳 未満	20歳 23歳	24歳 27歳	28歳 31歳	32歳 35歳	36歳 39歳	40歳 43歳	44歳 47歳	48歳 51歳	52歳 55歳	56歳 59歳	60歳 以上	計
職員数	0人	50人	82人	85人	82人	61人	146人	133人	123人	93人	90人	12人	957人

(5) 職員数の推移

区 分 部 門	25年	26年	27年	28年	29年	30年	過 去 5 年 間 の 増 減 数 (率)
一 般 行 政	480人	467人	447人	445人	438人	437人	▲ 43人 (▲9.0%)
教 育	48人	47人	41人	42人	42人	37人	▲ 11人 (▲22.9%)
普 通 会 計 計	528人	514人	488人	487人	480人	474人	▲ 54人 (▲10.2%)
公 営 企 業 会 計 等	445人	460人	478人	475人	487人	483人	38人 (8.5%)
総 合 計	973人	974人	966人	962人	967人	957人	▲ 16人 (▲1.6%)

（注） 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 平成28年度の総費用に 占める職員給与費比率
平 成 29年度	千円 1,694,144	千円 70,838	千円 76,414	% 4.5	% 4.3

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市 町 村 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平 成 29年度	人 13	千円 53,391	千円 8,011	千円 15,012	千円 76,414	千円 5,878	千円 6,148

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数は、平成29年3月31日現在の人数である。

イ 特記事項

平成16年4月1日新設合併

② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況（平成30年4月1日現在）

区 分	平 均 年 齢	基本給	平均月収額
三 次 市 水 道 事 業	47.4 歳	376,664 円	549,609 円
三次市（一般行政職）	44.8 歳	352,789 円	529,736 円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

三 次 市	三 次 市（一般行政職）
1人当たり平均支給額(平成29年度)	1人当たり平均支給額(平成29年度)
1,691 千円	1,604 千円
(平成29年度支給割合)	(平成29年度支給割合)
期末手当 2.6 月分	期末手当 2.6 月分
勤勉手当 1.8 月分	勤勉手当 1.8 月分
(加算措置の状況)	(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%～15%	職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算5%～15%

イ 退職手当（平成30年4月1日現在）

三 次 市	三 次 市（一般行政職）
(支給率)	(支給率)
自己都合 19.6695 月分	自己都合 19.6695 月分
応募認定・定年 24.586875 月分	応募認定・定年 24.586875 月分
勤続20年 28.0395 月分	勤続20年 28.0395 月分
勤続25年 33.27075 月分	勤続25年 33.27075 月分
勤続35年 39.7575 月分	勤続35年 39.7575 月分
最高限度額 47.709 月分	最高限度額 47.709 月分
・定年前早期退職特別措置(2%～20%加算)	・定年前早期退職特別措置(2%～20%加算)
(退職時特別昇給 無)	(退職時特別昇給 無)
1人当たり平均支給額 0 千円	1人当たり平均支給額 0 千円
0 千円	22,302 千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成29年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当 支給なし

エ 特殊勤務手当 支給なし

オ 時間外勤務手当

支給実績（平成28年度決算）	3,330 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成28年度決算）	416 千円
支給実績（平成29年度決算）	5,806 千円
職員1人当たり平均支給年額（平成29年度決算）	483 千円

- （注） 1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。
2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（平成30年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	（平成29年度決算）	
				支給実績	支給職員1人当たり平均支給年額
扶養手当	配偶者 6,500 円 子(0歳～15歳) 10,000 円 子(16歳～22歳) 15,000 円 父母等 6,500 円	同じ	－	2,198 千円	219,800 円
住居手当	借家(上限) 27,000 円	同じ	－	410 千円	205,071 円
通勤手当	通勤の為、公共交通機関、交通用具を利用・使用している職員 交通機関 (1ヶ月あたり支給限度額) 55,000 円 交通用具 (1ヶ月あたり支給限度額) 23,600 円	同じ	－	1,108 千円	92,400 円
単身赴任手当	異動等により転居し、やむを得ない事情により配偶者と別居し、単身で生活している職員 30,000円～100,000円(距離加算)	同じ	－	0 千円	0 円
管理職手当	管理監督の地位にある職員 行政職部長級 53,000 円 行政職次長級 41,000 円 医療職部長級 81,000 円 医療職次長級 56,000 円 行政・医療職課長級 31,000 円 (平成18年度から育児休暇制度に係る代替職員の原資として10%削減し定額化した)	異なる	－	366 千円	366,420 円
休日給手当	休日等における正規の勤務時間中に勤務した職員 給料の時間単価×1.35×時間数	同じ	－	時間外勤務手当に含む	

8 勤務時間その他の勤務条件の状況

(1) 勤務時間等（平成30年4月1日現在）

1週間の勤務時間	38時間45分
1日の勤務時間	7時間45分
勤務時間の開始時刻	午前8時30分
勤務時間の終了時刻	午後5時15分
休憩時間	午後零時から午後1時まで
週休日	日曜日及び土曜日

(2) 年次有給休暇の使用状況（平成30年）

付与日数	平均使用日数（行政職）
20日（最大で繰越20日を含めて40日）	10.08

(3) 休暇の導入状況

項目		付与日数等
年次有給休暇		1年につき20日（20日を限度に翌年度に繰越可）
特別休暇	選挙権その他の公民権としての権利を行使する場合	必要と認められる期間
	裁判員、証人、鑑定人、参考人として出頭する場合	必要と認められる期間
	骨髄液・末梢血管細胞移植のための末梢血管細胞を提供する場合	必要と認められる期間
	ボランティア活動を行う場合	5日/年以内
	結婚する場合	連続する5日以内の期間
	女子職員が分べんする場合	産前
		産後
	妊娠中又は出産の日以後1年以内の女子職員が保健指導又は健康診査を受ける場合	必要と認められる時間
	妊娠中の職員で通勤緩和措置が必要であると認められる場合	1時間/日以内で必要と認められる場合
	生理日において勤務することが著しく困難である女子職員の場合	2日/回で必要と認められる期間
	生後1年に達しない子を保育（授乳等）する場合	1日2回それぞれ30分以内の時間
	配偶者が出産する場合	出産のために入院する日から産後2週間を経過する期間内における2日以内
	中学校就学前の子の看護	5日/年以内（2人以上の場合は10日/年以内）
	親族が死亡した場合（忌引）	1日から7日以内（続柄により付与日数は異なる）
	父母を追悼する場合（父母の死亡後15年以内に行う場合に限る）	1日
	夏季休暇	7月から9月までの間で3日以内
	災害により現住居が滅失・損壊した場合	連続する7日（週休日を含む）の範囲内の期間
	災害・交通機関の事故等により出勤が困難な場合	必要と認められる期間
	災害により退勤途上の危険を回避する場合	必要と認められる期間
	心身の健康の維持及び増進等の場合（リフレッシュ休暇）	2日/年度

1歳6箇月未満の子どもを有する職員で配偶者とともに子育てに専念する場合 (お父さんお母さん休暇)	1人の子どもにつき最長2箇月
負傷、疾病又は老齢により2週間以上の期間にわたり日常生活を営むのに支障がある者の介護及び必要な世話をを行う場合 (短期介護休暇)	5日/年以内 (2人以上の場合は10日/年以内)
病気休暇	90日 (精神疾患の場合は180日) を超えない範囲でその療養に必要と認められる期間
介護休暇 (無給休暇)	職員が親族を2週間以上の期間にわたり介護を行う場合に、合計6箇月の期間内で必要と認められる期間
介護時間 (無給休暇)	職員が親族を2週間以上の期間にわたり介護を行う場合に、連続する3年の期間内で必要と認められる期間 (1日の勤務時間のうち、2時間を超えない範囲とする)

(4) 育児休業等の利用状況 (平成29年度)

種 別	制 度 の 内 容	取得人数 (人)
育児休業	3歳に満たない子を養育するために休業することができる制度	62人
部分休業	小学校就学の始期に達するまでの子を養育しつつ勤務する場合において、1日の勤務時間のうち2時間を限度として勤務しないことができる制度	33人
育児短時間勤務	小学校就学の始期に達するまでの子を養育しつつ勤務する場合において、一定の勤務形態により、希望する日及び時間帯において短時間勤務をすることができる制度	2人

9 分限及び懲戒の状況

(1) 分限処分 of 状況

分限処分は、職員が職責を十分に果たすことができない場合に、職員の意に反する不利益な身分上の変動をもたらす処分、公務能率の維持向上を図ることを目的としています。分限処分には、降任、免職、休職、降給の4種類があります。

平成29年度に行った分限処分は、次のとおりです。

降任	免職	休職	降給	合計
0人	0人	6人	0人	6人

※ 平成29年度の休職者のすべてが、心身の故障のため長期休養を要する場合に該当するものでした。

(2) 懲戒処分 of 状況

懲戒処分は、職員の一定の服務義務違反に対して科する制裁としての処分、公務における規律と秩序の維持を目的として職員の道義的責任を問うものです。懲戒処分には、戒告、減給、停職、免職の4種類があります。

平成29年度に行った懲戒処分は、次のとおりです。

戒告	減給	停職	免職	合計
0人	1人	0人	0人	1人

10 職員研修の状況（行政職）

(1) 人材育成・能力開発研修

項 目	対象者	目的・内容	参加者数
人事評価制度被評価者研修	係長級以下職員	人事評価制度について理解をさらに深め、適切な制度運用に資する	337人
新任課長級・係長級研修	新任課長級職員 新任係長級職員	課長級・係長級職員に対して組織が求める役割を理解し、人材マネジメントに生かしていく。	35人
ハラスメント研修	課長級	セクシャルハラスメントやパワーハラスメントに対する危機意識を醸成し、ハラスメントを発生させない職場づくりを学ぶ。管理職としてのハラスメント対策における役割を学ぶ。	852人
障害者差別解消法研修	全職員	法の理解を深め、障害の特性や望ましい配慮の視点などを具体的に学ぶ	815人
県北3市合同政策形成研修	中堅職員	県北3市（三次市、安芸高田市、庄原市）の中堅職員の政策形成能力の向上と職員同士の交流・連携を図る。	5人
新規採用職員夏合宿	新規採用職員 （保育士含む）	期待される職員像を確認し、前向きに取り組む状態となる。グループワークを通して対話力等を実践するとともに、同期入庁者の横連携を強める。	25人
新規採用職員チューター制度	新規採用職員 チューター職員	職場内でのOJTと新規採用職員の計画的育成に資する。	30人
チューターOJT研修	チューター職員	必要な知識・スキルの習得を図り、新規採用職員のスムーズな職場生活や業務進行に繋げる。チューター職員の不安を解消する。	16人
早稲田大学大学院人材マネジメント部会	中堅職員	人材マネジメントの中心となる指導者を養成するとともに、実現可能な政策モデルを構築していく。	3人
広島県自治総合研修センター	全階層	階層別の職員研修を実施。	143人
各所属専門研修	全階層	現場で求められる専門的知識を学習し、業務に活用する。	125人
メンタルヘルス研修	全階層	自分の強みを活かしたメンタルトレーニングを学ぶ。業務を前向きに捉えるためのメンタルトレーニングを学ぶ。	80人
リーダーシップ（イクボス）研修	係長级以上職員	リーダーの心得と責任を再認識し、職員の働き方を変えるきっかけとする。	113人
法制執務研修	全階層	行政運営及び議会対応の適正化を図る。	55人
ニュースリリース研修	課長級職員	広報の意義、ニュースリリースの効果的な作成について学ぶ。	35人
課長級職員グループコーチング（計3回）	課長級職員	課の運営と組織方針の実現に係る課長級職員の悩みや思いについて、コーチングを通して気づきや学びを促し共有することで、人材マネジメントの向上を図る。	38人
2・3年目職員研修	H27年度採用職員 H28年度採用職員	タイムマネジメント、自分のワークスタイル、PDCAサイクルについて学ぶ。	18人
（総務）コンプライアンス研修	係長級職員	個人情報保護、ソーシャルメディアの取扱について学ぶ。	64人

項 目	対象者	目的・内容	参加者数
(会計) コンプライアンス研修	部課長級職員 担当職員	法令遵守、適正な出納事務の実施について学ぶ。	161人
児童虐待防止・DV防止研修	各課2名程度	児童虐待やDVについて理解を深める。市民から相談があったときに、専門の相談機関につなげる。	60人
財務関係職員研修	新任課長職員 庶務担当職員 希望職員	複式簿記・発生主義会計・仕訳、仕訳・固定資産・財務書類、固定資産・財務書類の読み解きについて学ぶ。	54人
民間企業派遣研修	中堅職員	民間企業の社風にふれ、学び、体験することで「改善」や「コスト削減」に対する意識を高める。経験を市役所運営に生かす。	1人
認知症研修会（認知症サポーター養成講座）	H28年度採用職員 H29年度採用職員	認知症に対する正しい理解を推進する。	48人
AED取扱研修会	希望職員	救命意識の高揚。心肺蘇生法の技術向上。	14人

(2) 自己開発研修

項目	目的・内容	平成29年度実績
自主研究グループ助成	市行政に関して自主的に研究を行い、市政の活性化と市のまちづくりの一役を担うことを目的に活動している職員のグループの活動に対して助成を行い、職員の自己啓発意欲の向上と市の活性化を図ることを目的とする。	3グループ

11 職員の退職管理の状況

(1) 職員の退職管理の状況

(単位：人)

区 分	民間企業 (株式会社・有限会社)	左記以外の法人
平成29年度退職者	1人	0人

(注) 三次市職員の退職管理に関する条例第3条に基づき、離職後2年間に営利企業等に再就職したとして届け出た職員数です。

12 勤務条件に関する措置の要求の状況

(単位：件)

H30.3.31現在 継続件数 A	H29.4.1～H30.3.31の 措置要求の件数 B	H29.4.1～H30.3.31の 終結件数 C	H30.3.31現在 継続件数 (A+B-C)
0	0	0	0

13 不利益処分に関する審査請求の状況

(単位：件)

H30.3.31現在 継続件数 A	H29.4.1～H30.3.31の 審査請求の件数 B	H29.4.1～H30.3.31の 終結件数 C	H30.3.31現在 継続件数 (A+B-C)
0	0	0	0